

漁業法第 32 条第 2 項の規定に基づき新潟県知事が行う
助言、指導又は勧告に関する指針

令和 3 年 3 月 30 日

改正 令和 3 年 6 月 29 日

新潟県告示第 366 号

第 1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第 1 において単に「くろまぐろ」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

- 1 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
7 割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置（生存個体の放流等）の実施の助言
9 割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（くろまぐろの採捕を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

- 2 1 の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

第 2 くろまぐろ（大型魚）

第 1 の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

第 3 ずわいがに日本海系群 B 海域

ずわいがに日本海系群 B 海域（第 3 において単に「ずわいがに」という。）に係る法第 32 条第 2 項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次に定めるとおりとする。

- 1 法第 32 条第 2 項第 2 号に掲げる場合において、新潟県知事が行う助言又は勧告

は、次の表のとおりとする。

ずわいがにに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	当該全ての知事管理区分においてずわいがにの採捕をする者に対して新潟県知事がする助言又は勧告の内容
8割を超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止する具体的な管理措置（操業回数の維持又は縮減）の実施の助言
9割を超えたとき	知事管理漁獲可能量の超過を未然に防止するような具体的な管理措置（ずわいがにの採捕を目的とした操業の停止等）の実施の勧告

- 2 1の規定にかかわらず、ずわいがにの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するずわいがにの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、令和3年6月29日から施行する。